

霧島市手数料条例等の一部改正について

霧島市手数料条例等の一部を次のように改正する。

令和3年6月4日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市手数料条例等の一部を改正する条例

(霧島市手数料条例の一部改正)

第1条 霧島市手数料条例（平成17年霧島市条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

20 住民票又は戸籍附票の写しの交付手数料	1通につき 200円	を
-----------------------	------------	---

」

「

20 住民票若しくは住民票の除票の写し又は戸籍附票若しくは戸籍附票の除票の写しの交付手数料	1通につき 200円	に、
---	------------	----

」

「

22 住民票又は戸籍附票の記載事項に関する証明手数料	1件につき 200円	
23 住民票又は戸籍附票の写しの記載事項に変更がないことの証明手数料	1件につき 200円	を

」

「

22 住民票若しくは住民票の除票又は戸籍附票若しくは戸籍附票の除票の記載事項に関する証明手数料	1 件につき 200 円
23 住民票若しくは住民票の除票の写し又は戸籍附票若しくは戸籍附票の除票の写しの記載事項に変更がないことの証明手数料	1 件につき 200 円

に改める。

」

第 2 条 霧島市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 17 の項を削り、18 の項を 17 の項とし、19 の項から 88 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

(霧島市手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 霧島市手数料条例の一部を改正する条例（令和 2 年霧島市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例中第 1 条及び第 3 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

(提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）により住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）が改正されたことに伴い、住民票の除票に係る写し及び戸籍の附票の除票に係る写しの交付等に関する手数料を規定等するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。